平成２６年（フ）第３５０号
大津市松原町12番１号　小堀マンションＡ―１
債務者　井上　達雄
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５３号
大津市別保三丁目３番53号　203
債務者　佐々木清美（旧姓湊）
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６４号
大津市本丸町６番12―504号
債務者　中村　安伸
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６５号
滋賀県守山市浮気町321番地３　駅前東住宅４―206
債務者　野田恵嗣こと　金　光述
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６６号
滋賀県守山市浮気町321番地３　駅前東住宅４―206
債務者　野田昭代こと　宋　昭代
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２０号
鳥取県鳥取市的場141番地　エレガンシア102号
債務者　宮本　文子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１００号
鳥取県米子市上福原７丁目10番２―204号、前住所鳥取県米子市富益町2868番地
債務者　吉岡　咲子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第６４号
愛媛県今治市小泉４丁目９番11号　玉井タオル第２ビル207号、前住所愛媛県西条市神拝甲276番地１
債務者　柳原　慎也
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第５０号
愛媛県西予市宇和町下松葉191番地１　下松葉団地３棟１号
債務者　土山　丈志
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第２２６号
福岡県久留米市南３丁目14番３―101号
債務者　秋山　智治
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第７１号
福岡県田川市魚町８―21　佐々木貸家２階、住民票上の住所福岡県田川郡香春町大字高野1010番地４
債務者　松田　伸二
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第２７５号
宮崎市大字本郷南方2919番地１　市営住宅229棟14号
債務者　今宮　友希
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２８５号
宮崎市高岡町小山田2776番地、前住所宮崎市末広１丁目４番11号　サンフラワービル303号
債務者　中川　和宏
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２８６号
宮崎市松山１丁目７番30号　棚田アパート102号
債務者　吉野　裕文
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２９３号
宮崎市堀川町134番地２　フレクション堀川402号
債務者　甲斐奈々子（旧姓河埜）
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２９５号
宮崎市学園木花台北３丁目１番地　県営住宅15棟11号
債務者　甲斐　辰伍
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３０２号
宮崎市大字本郷南方4390番地　アーバンライフ本郷Ｂ棟101号、前住所宮崎市清武町今泉丙2029番地９
債務者　橋本　正彦
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
宮崎地方裁判所破産係